

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成31年3月13日（水） 午前10時00分～午前10時55分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、
11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、 14番 鈴木 勝彦、
16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦 康憲、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
9番 杉浦 辰夫、 13番 北川 広人、 15番 小嶋 克文
市民1名

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、地域福祉G主幹、
健康推進GL、介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第9号 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第10号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- (3) 議案第11号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (4) 議案第12号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第14号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- (7) 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (8) 議案第16号 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (9) 議案第17号 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議案第18号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について
- (11) 議案第19号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (12) 議案第20号 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について
- (13) 議案第21号 財産の無償貸付について
- (14) 議案第22号 財産の無償貸付について
- (15) 議案第23号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案15件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあればお願いします。

説（企画部） 特別ございません。

《議 題》

(1) 議案第9号 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に

関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（12） 議案第9号についてですが、まず、なぜ3,000万円と、この条例の中にはないんですが、この参考資料の中には3,000万円歳入予算額として、積立財源としてあるんですけれども、これがなぜ3,000万円としたのかということ。

それから、7条から成っているわけですが、この6条の中の内容をもうちょっと詳しく説明してほしいんですが、その中で、教育活動の整備等はわかるというようなことを聞いた記憶があるんですが、これとはまた違っているものですから、そのあたりのことをお聞きしたいということ。

それから、ボートレースだけに限りませんが、敗者をつくらなければ成り立たないギャンブルですから、それを、その儲けというか、その売り上げを一部でも子育て支援とか、教育活動の振興とか、教育環境の整備に財源を持ってきたっていうのは不健全ではないかと思いますが、その点での見解をお示してください。

答（総合政策） 3点、御質問をいただきました。まず、3,000万円という予算の枠組みの根拠でございますが、こちら、ボートレースチケットショップ高浜の売り上げの1%というところが根拠になってきます。31年度の当初予算への予算計上につきましては、これが年度ごとの区切りになりますので、平成30年10月1日からオープンされておりますので、10月、11月、12月、1月、2月、3月、この6カ月分の売り上げの1%という形で、それが翌31年度に入ってきますので、それに基づいて毎月実績報告がきますので、その実績報告に基づいて3,000万円というようなことを31年度予算として上げさせていただいております。

その支払いについても毎月の支払いではなくて、年度単位でまとめてその当該年度分が翌年度に入ってくるという形になりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、第6条の教育活動のとおとの区分けということなんですが、今回、こちらにつきましては、4つの項目で充当を考えておりまし

て、総括質疑の中でも少し御答えをさせていただいたかもしれませんが、今回、31年度につきましては、具体的にどんなものに今、充当しようかと考えておるかというところでは、教育の部分でプログラミング教材、教育指導事業のプログラミング教材、例えばICTの支援員の謝礼だったりプログラミングキット、こういったものに充当しようかと。あと、子育てとといったところでは、産婦健康診査の市の負担分のところ。また、小学校の施設の維持管理に係るところでLED化工事や、そういった工事の一般財源の充当されている部分。そこに充当をしていこうかと考えてございます。

あと、不健全ではないかというようなところですが、こういった財政が厳しい折に貴重な財源であると考えておりますので、有効に活用していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（11） これ、6条に子供の防犯及び交通安全活動に関する事業とありますが、このボートレースチケットショップ高浜が建てられる前に、近隣の方が、交通状態が悪くなるだとか、防犯面に不安があるというお声もありましたが、それに充てるということですか。

答（総合政策） こちらについては、まだ具体的に来年度については、その部分に充当ということはないんですが、例えば子供の見守り端末みたいなものがもしそこら辺であれば、そういったものに充てていく。この地域に限らず全市的に、そういった子供の防犯に係るような部分の費用が出てくれば、そういったものに充てていきたいなと思っております。

問（11） では、これに書いてあるのは、全市的であって、この地域が、これができたことによって、防犯的に不安があるとかということではないですね。

答（総合政策） 議員おっしゃられるとおり、その地域に限定ではなくて、全市的な取り組みに充当していきたいと思っております。

答（企画部） 今、この施設ができる前のお話を、御感想というか、そういうお話をいただいた中で、私どもとしては、先ほどリーダーが答弁

しましたように、子供の防犯、それから交通安全というのは、例えば防犯対策でさまざまな形のことを講じていきましても、それが、子供さんの子育てだとか、見守り関係に使う費用であるとか、例えば交通安全でしたら、歩道の整備だとかそういったものにも、当然、子供のための通学路であれば、そういう必要になってきますので。そういったことを考えていくということです。

今までもそれから施設ができてから、今のような不安の声は、直接、私どもの耳に届いてはおりません。地域の中でも町内会にお声掛けをしますが、特にそういった、当初ありましたような不安の声は届いていないということで、御理解いただきたいと思います。

意（11） できて基金があるのに、またそこが不安だからといって使うことではなくて、私たちも見ていると、すごく警備員の方とか道案内をしてくださる方とかが毎日ずっと立ってみえるのを見ているので、そんな心配はないと信じておりますが、念のため参考までに聞かせていただきました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第10号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（16） ちょうど2020年ですので、オリンピックが開催される年ということですので、これに向けてしっかりと取り組んでいただけたらと思うのですが、初めに目標額ですけれども、1,000万円ということですので、この1,000万円にした理由。

それと、市民メンバーを募集するということですが、どれぐらいのメンバーを予定してみえるのか、人数。

それから、いつごろ募集をかけるのか。そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

答（総合政策） まず、1,000万円の根拠でございますが、目標額。こちらについては、具体的に、まだこんな事業をやるというのが決まっていない状況ですので、実際、その予算的にいくらということはないんですが、せっかく広く募集をかけていこうと考えておりますので、そういった目標額があったほうがいいかなというところで、根拠は具体的にはないんですが、1,000万円という形で上げさせていただいてございます。

あとメンバーの人数でございますが、50周年というようなところ、50という数字がいいかなというところがありまして、一応想定としては50人というところを、メンバーとしては想定をしておりますが、このメンバー募集につきましては、既に2月1日号の広報、全世帯配布のところ、全世帯にチラシを配らせていただいたり、各施設、市内中学校、高校にもチラシをお配りさせていただいて、募集のほうは既に始めさせていただいておるといような状況でございます。

今のところ、メンバーの集まり状況というところですが、今回、3チームに分かれて募集をかけております。若い方のチームがまだ4名、女子に限定したチームがまだ4名、これまで高浜を支えてきてくださった大人、ちょっと年が上の方々のチームが13名というような形で、今、応募がございまして。今後、それを増やしていくような取り組みも考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（16） それで、市民と協働でこういった事業を開催するにあたって、この計画について進められていくということですが、今後、市民と協働ということですが、どのように取り組んでいかれるのか、具体的な取り組み内容は。

答（総合政策） 取り組み内容につきましては、この市民のメンバーの募集と合わせて、アイデア募集ということで、市民の皆様からアイデアについても募集をしたところでございます。その結果、14個のアイデア

が出てきたというところもございます。

そのアイデアも基に、この市民会議の中で、では、2020年をどういうふうに盛り上げていこうかというところを、具体的にこれから1年かけて検討をしていくというようなところがございます。その中で2020年を待たずに2019年、来年度から気運を高めていくために、何か少し取り組んでいこうとか、そういったようなことも出てくるかとは思いますが、ちょっとそこら辺はまだ、2019年で具体的なアイデアを考え、2020年で実践をするというような流れで考えておりますので、まだ、具体的にこれだ、というのがないですが、よろしく願いいたします。

意（16） わかりました。今まで30周年、40周年と節目がありましたけれども、なかなか市民の皆様的心に残るような、あれっ、いつの間にかやったのかなという感じで終わってしまいましたので、せっかくオリンピックも開催されるということもございますので、国を挙げてオリンピックで盛り上がりかと思えますけれども、それに乗じて高浜市も気運を高めていただいて、皆さんで盛り上がり、50周年は本当に大きな半世紀ということで節目の年でもありますので、しっかりと心に残るような、市民と協働の50周年の記念の事業にさせていただきたいと思えます。
委員長 ほかに。

問（14） それでは私も、今、お聞きすると、特別、計画も持ち合わせていないということでありましたけれども、既存のいろいろな団体だとか競技団体が、50周年に向けていろいろなことを考えてみえるかと思えますけれども、そういう既存の周年記念ということで何か盛り上がりということに、華を添えていただけるのか。あるいは、新たにちょっと少ないメンバーでありますけれども、14のアイデアが出てきているということですが、これも合わせてやるのか、そこら辺の方向性、目的というものがあれば、お考えを聞かせていただきたいと思います。

答（総合政策） 方向性というところですが、先ほどお話しさせていただいたように、いろいろなアイデアが出てきております。これから市民会議をやっていく中で、そのメンバーもいろいろなアイデアを出してこられるかと思えます。

ただ、そういった新しく何かをやるということもいいのかなと思います。ですが、これまで、その高浜の50年の歴史の中で、いろいろ続けてきた既存の団体さんなりが続けてきた事業というものも、非常に大切でありますし、それをこれから、この先も盛り上げていくということも、非常に大切だと思っております。これまでやってきたものに、さらに勢いをつけるためにプラスアルファ、何かその50周年という節目でエッセンスを加えられるようなことができたらいいなというのも合わせて考えておりますので、そういったことも踏まえて、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

問（14） 当然、若者も、それから女性も、それから大人もということでもありますし、それから今、映画もことし3弾目ですか、つくるということで、こういう人たちのつながり、それから人脈を生かしていかなければいけないと僕は思っていますので、そういうつながりを大切にするような、もう少し具体的に行動できるような、何かこう試案みたいなものがあるのか、あれば、またお聞かせ願いたいですが。

答（企画部） 今、御質問いただきましたつながりというか、それぞれの各団体というのは、私どものまちづくり協議会さんなんかでも連携というか、5つのまちづくり協議会さんがそれぞれに情報交換をしながらやっておられますし、スポーツ団体であっても文化団体であっても、それぞれのセクションでの交流というのはされていると思います。その中で今おっしゃったように、やはり、だけれども、そういう団体やその機関に所属してみえるだけの輪で終わってしまうのではなくて、先ほど16番委員にも御質問いただきましたように、やはり、そこを、輪を広げていくというような、そこが50周年の大きな目標というのか、ポイントになってくるんじゃないかと思えます。

私ども、大家族というキャッチフレーズで、ずっとこの第6次をやっておりますが、そこを本当に、集大成をきちんと形に残していくという意味で、先ほどリーダーが答弁しましたように、次につなげるということです。具体的にというのは、どこがどういうふうにということで、持ち合わせておりませんが、先ほど、いろんなアイデアを募集しながらロ

ゴをつくったりだとか、それからキャッチフレーズも新たに設けていく、そんな形の中で、一人一人の意識に高浜市が50周年を迎えて、次の世代に向けて、そういう意識を持っていただくような仕掛けをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

問（14） 今、御答弁いただきましたけれども、本当に若い人たちが、今から高浜市を背負っていただく人たちの育成につながるかなと思いますので、そういうつながりを今ここに、会議に参集している人たち、または後輩の人たち、それにつながっていくような太いパイプをなるべくつくっていただくように、お願いしたいと思います。

それと、ふるさと応援寄附金と指定寄附金とありますが、当然ホームページだとか、PRしなければお金は集まってこないと思いますけれども、一度、伺ったことがある、説明があったと思いますけれども、また具体的に、どういう方法で寄附金の募集をかけていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（総合政策） 寄附金をどのようにというところがございますが、現在もふるさとチョイスだったりとか楽天というところで、そういったふるさと納税に特化したページがございます。民間が運営しておりますが、そういったようなところ、寄附者の方につきましては、寄附する際にこういったものにこれを使ってもらいたいですかという、選択するところがございます。そこに、こういった50周年のところに使ってもらいたいというような選択肢を設けて、元々は高浜に住んでいたけれども市外に出てしまったりとか、そういったような、なかなか直接、何か一緒にやることはできないけれども、そういった、ふるさと納税という仕組みを使って、財政面で少し支援ができるというような、そういう方々に対して、その仕組みを使って、寄附というようなところでお金を集めていけたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。

問（14） もともと寄附金を募るときに、これをやりますから、これに賛同してください、ぜひお願いしますとって募るのが普通かと思いますが、今、事業がはっきりしないというところにおいて、その寄附金が集まるかどうか、ちょっと心配しているんですけれども、そこら

辺はどうお考えですか。

答（総合政策） 御心配いただきまして、ありがとうございます。たしかに、具体的にこういうことを、50周年を盛り上げるためにやるんだというようなことがあればわかりやすいんですが、まず、ちょっと最初につきましては、そういった50周年の事業を、50周年を盛り上げていくために使わせていただくというような表現をさせていただきまして、具体的にその会議の中で、こういったことというのが決まってきたら、そういったような形に表記をどんどん改めていって、より具体的な形で寄附を募っていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（11） 今、ふるさと納税という話が出ましたが、現在、ふるさと納税の中で、その何、例えば子供に使いたいとか、高齢者に使いたいとかあると思うんですけれども、それ以外でふるさと納税にやります、または、その他、どんな部署でも使っていいですよみたいなのも、全部この基金のなかに入るという理解でよろしいですか。

答（総合政策） 具体的には、その他のところで、括弧書きで50周年に関する、50周年事業に関するところに使ってほしいという項目を1個、ちょっとつくらせていただいて、そこを指定された寄附金について、この基金に積むというような形で考えてございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第11号 高浜市職員定数条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（6） 今回、290人を289人だとか、それから教育委員会のあれを9

人から10人だとか、そういうふうに変えてあるんですけども、実際に今、これを変えたときの経過、なぜ、こういう数字にしたか。今度、あとから事務分掌の関係のやつも出てきますけれども、かなり今、職員のほうにも負担がかかっている部分がありますので、僕は、定数を削るのがいいばっかだとは限りませんし、その辺のところをどのように検討されて、今回、このような条例になったか。その辺のところの経過をお願いします。

答（人事） まず、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の定数を9人から10人に、これを増員する理由でございますが、平成31年度には、小中学校の空調設備の設置工事、それと高小の整備事業の2期工事、それと高小の東側法面の改修工事、また、高中の音楽室の増築工事などなど、非常に工事関係の業務量が増大するということがあって、若干職員のほうもオーバーワークになりつつありますので、今後、この31年4月に職員の増員を予定をしておりますので、1名増員させていただきました。

また、290人を289人に減らすのは、これは市長部局の1名減員でございますが、市長部局のほうにはまだ定員のほうに余裕がありますので減員させていただきますが、全体の定数としては323人と変更ないということで、よろしくお願いいたします。

意（6） 今、るる説明していただきましたけれども、実際に職員の負担だとか、そういったことをしっかり考えていただいて、職員が途中で辞めてしまうことのないようにだとか、そういうことはしっかり考えて人事としてやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第12号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 議案第12号ですが、高浜市の今の現状はどうかということと、以前、コンピューターの部署で長時間勤務されていたということがあったんですが、現在どうかということと、これですと、説明資料を見ますと、1カ月に2時間で終わらないと思うんですが、1年でも1日に1時間では終わらないという感じがするんですが、このあたりは1日に2時間で終わらない日があった場合に、次のときにちゃんと休めるかどうか。そういう点でのこともお示してください。

答(人事) まず、時間外勤務の今の現状でございますが、平成30年4月から12月の実績で申し上げさせていただきますと、今回、原則1カ月45時間以内ということで制限がかかるんですが、この実績で申し上げますと、45時間を超えた職員は実人員で28人おります。ただし、他律的業務は100時間未満というふうなんですが、この100時間以上の職員は、今のところおりません。

また、1年あたりのことで考えますと、29年度の1年の実績で申し上げますと、原則360時間以内ということですが、これを超えた職員は17人。それで、他律的業務という場合で720時間という制限がかかりますが、この720時間を超えた職員はおりません。

それと以前、コンピューターの部署で長時間ということがあったということですが、今、そういった部分は、比較的解消されてきております。

それと、1日2時間ということでございますが、基本、さっき言いましたように他律的業務、原則じゃない、いろいろとそういった他律的業務の場合ですと、月100時間未満までは時間外ができるということになりますので、そういった部分での対応を図っていく。

それと、休暇は取れるかということでございますが、それについては、例えば年次休暇の促進等も人事として取り組んでおりますので、そういった部分では各グループリーダーのほうに働きかけて、なるべく休める

ときは休んでもらうような体制づくりに努めておりますので、よろしく
お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切り
ます。

(5) 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特
例に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第14号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(6) 先ほどちょっと、定数条例の改正の中でもちょっと言いまし
たけれども、実際に今回、市民総合窓口センターを市民部に変えるだど
か、そういうあれが出とるわけですけれども、全体的に行政の見直し、
そういったことやなんかを考えられて、なぜこういうような事務分掌に
なったか。その辺のところの経過をお願いいたします。

答(人事) 黒川委員のおっしゃるのは、多分、グループ制の見直しだ
とか、係制をつくったらどうかとか、そういうことをおっしゃられてい
ると思うんですが、まず、グループ制につきましては、当然、グループ
制がいいのかどうかということは、考えてきました。

ただ、やはり高浜市のこれまでの状況等を見てきても、例えば平成17年、グループ制を導入する前には職員数が370人でありました。平成30年度の職員数は256人。間に21年度の市立病院の民間移譲による53人の削減を除いても、61人の人員削減を断行してまいりました。これは、やはりグループ制のそういったメリットを生かしながら、職員の効率的な活用が図られてきたということではないかなと思っております。

さらに、先ほど議案第12号の時間外の今後の上限規制といったことも出てまいりますので、今後さらに、そういったグループ制のメリットを生かした人員の有効的な活用がやはり求められてくるのではないかと、ということもありまして、グループ制は今後もやっぱり残していく必要があるだろうというふうに考えております。

それで、係制につきましては、やっぱり係制の導入も検討はいたしました。ただ、やはり、高浜市の今の職員構成とか見ていくと、例えば年齢構成ですとか、そういったものを一応見ていくと、本当にその係制を導入することによって、その組織が格段に良くなるのかといったことを考えたときに、これは、首都大学東京の大杉覚先生にもちょっと御相談させていただきましたが、やはり今の職員の構成、非常にその職員が若年化している状況の中で、そこで係制を導入したからといって、組織はやっぱり変わらないんじゃないかということをおっしゃいました。今、チーム制という任意で設置できるものがございしますが、大杉先生からも、逆にこのチーム制をさらに有効活用していく、そういう方向でやっていったほうが、より高浜市にとっては、いい組織になっていくんじゃないかという御助言をいただいたこともありまして、検討はいたしました。係制の導入もいたしませんでした。

問（6） 今、いろいろと説明していただきましたけれども、もう一つ、僕が考えていただきたいのが、実際にうちのところ総合サービスをつくっていますよね。今、定年の延長で65歳まで再任用だとか、そういったことやなんか、やっておみえになりますけれども、そういった形のことやなんかは、実際には総合サービスのほうから、どれだけの人を派遣していただいているか。先ほど定数が、職員の数のほうが減ってい

るって言っていますけれども、かなり総合サービスのほうに委託事業として出している部分が多いと思うんですね。それから、再任用やなんかのこともありますもんで、そういったことやなんかは、どのように検討されたかっていうのを、ちょっとお答えください。

答（企画部） 今、御質問の中で総合サービスというお話が出ておりますけれども、委員も御承知だと思いますが、総合サービスをつくった目的というのは、当初、肥大化したというか、市の業務の中にも単純業務だとか、いわゆる単労職というような、そういった部分を民間移譲して行って、会社のほうでできないかというようなことで、組織をそういうふうにはスリム化をしてまいりました。

今、これは2000年ですか、前、地方分権という改革がされた中で、いろんな部分が緩和をされたり、権限が移譲されたりというような流れがございまして、そういった部分を時代の流れ、そういったものに対応するためにできることはということで、会社のほうに委託として掲げて、業務をやっているような流れをつくってきたんですけれども、全てがそういう形じゃないですし、業務の中では合理化をして図ってやっていかないかん部分がある。

そして、組織の改革というのは、やはり我々は地方自治法に掲げられております最小の経費で最大の効果というのは、これは、特に組織についても考えていかなければならないこととございまして、今、御質問の中で総合サービスの人数が、その分が増えて委託料が格段に増えておるんじゃないのかという、そういった検討をしたかということでございまして、そこは今、ここにとどまるわけではなくて、常にそういった部分を、先ほど申しましたように経費の問題だとか効率化の問題を含めながら、最大のサービスが展開できるような組織にしていくということで検討してきた結果でございまして、よろしく願いいたします。

意（6） ぜひ、先ほどのお話じゃないですけれども、いろんなことやなんかは、当然、僕も前、総合サービスの職員をやっていましたので、その辺のところのいきさつはよくわかっていますので、その辺のところでも少しでも双方がプラスになるような、そういったことを十分、検討し

ていただいて、やっていただきたいと思います。

事務分掌のほうも、特に今回のこれだけにとどまらず、もっと名前をわかりやすくするだとか、そういったようなこともしっかり考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第16号 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第17号 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第17号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第18号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第18号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第19号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、お尋ねしたいと思います。近年、大規模な災害により、被災した市民の生活の安定を図ることは、重要な課題だと思っておりますけれども、まず、今回の主な改正の主な変更点をお聞きしたいと思います。

答(地域福祉 主幹) お答えいたします。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法の施行令が今年度一部改正されたことを受け、市の条例を改正するものでございます。

改正の内容は、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善するものでございまして、具体的には、貸付金の償還方法に月賦償還を追加すると

ともに、連帯保証人の必置義務、こちらを撤廃いたしまして、合わせて貸付利率、こちらも保証人ありの場合は無利子。保証人なしの場合は年利3%と改めるなど、災害援護資金を借りやすく、また返しやすくすることで、被災者の方の負担を軽減し、もって生活の安定を支援するものとなっております。以上です。

問（４） 改正の内容は、よくわかりました。しかし、その運用にあたって、どの程度の災害が対象となるのか、全国的な適用状況等がわかれば、教えていただきたいと思えます。

答（地域福祉 主幹） お答えいたします。この制度は、災害救助法が県内で適用された際に利用されるものでございまして、近年の事例で申し上げますと東日本大震災や平成28年の熊本地震、あと平成30年7月豪雨などの大規模災害を想定しております。以上です。

意（４） 災害のないのを願ってはおりますが、災害というのは、突然起こるものですから、こういった場合のように借りやすく、返しやすくなってきたというのは、非常に良いことではないかなと思っております。ただ、災害が起こった場合ですと、その当事者にとっては、精神的なダメージが非常に多くなっていく、あるいは大きくなっていくかと思えますので、その点、市の対応等、カウンセリング等をしっかりした対応をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第19号の質疑を打ち切ります。

（12）議案第20号 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） これ、3本同じような、同じ関係の条例が出ているんですが、指定権限というのか、知事さんが市町村長に移譲されたということが大きな変更点ですが、変わると何が変わるのか。県のほうが、考えてみれば県のほうが指定するといっても広く、なんていうか、地域のことまで見えないわけですから、そういう面では市長にというのはいいと思うんですが、逆にその段階で知事さんが決めるというのは、いろんな段階、いろんなチェック機能が働いていい面もあるんでないかという気もするんで、ちょっと、そのあたりをお示してください。

答（介護保険・障がい） 今回の議案第16号、17号、20号の議案にしましては、全て県から権限移譲によりまして、市町村が指定の権限を委譲されるものでございます。先ほど委員がおっしゃられたとおり、県から市におりたメリットとしましては、県ですとなかなかチェック機能が入りづらいところなんですけれども、市町村が権限を移譲することによって情報も入りやすく、また、立入検査等といった指導も入りやすいというメリットがございます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第20号の質疑を打ち切ります。

（13）議案第21号 財産の無償貸付について

委員長 質疑を行います。

問（12） これ、貸付の期間を延ばすということなんです、こういうような、これまでも貸し付けをしてきたわけですが、こういう貸し付けをしている例っていうのは、ほかにどこかありますか、お願いします。

答（健康推進） 他市に例があるかというようなことですが、お隣の刈谷市が医療法人豊田会に対しまして、本院の土地の無償貸付を行ってお

ります。10年間という期間を定めて、議会の議決を得ておりますもんですから、私どもも刈谷市と同じ歩調をとって、10年という区切りを設けて議会に付しておるというものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第21号の質疑を打ち切ります。

(14) 議案第22号 財産の無償貸付について

委員長 質疑を行います。

問 (12) 今、答弁されたんですが、今後は6年間にわたってという、期間がちょっと長くなるわけですが、これまでも貸し付けをやって、無償貸付していて、また今後も無償貸付をするということなんですが、刈谷市の場合は地元にあるということもありますけれども、高浜の場合は、最初の3年間はやるということがありましたけれども、こんなに長くやるっていうのは、その当時、決まってはなかったと思うんですが、その点ではいかがなんでしょうか。

答 (健康推進) 刈谷豊田総合病院高浜分院の土地の無償貸付につきましては、高浜市立病院の移譲に関する協定書の中に、病院の土地については無償貸与するものとするという規定がございますので、協定書の規定に則って無償貸付を行っておるものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第22号の質疑を打ち切ります。

- (15) 議案第23号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第23号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第9号 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決。

- (2) 議案第10号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決。

- (3) 議案第11号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

- (4) 議案第12号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

- (5) 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

- (6) 議案第14号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

- (7) 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

挙手全員により原案可決。

- (8) 議案第16号 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決。

(9) 議案第17号 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決。

(10) 議案第18号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

(11) 議案第19号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

(12) 議案第20号 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

(13) 議案第21号 財産の無償貸付について

挙手多数により原案可決。

(14) 議案第22号 財産の無償貸付について

挙手多数により原案可決。

- (15) 議案第23号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決。

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時55分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長